

項番	ブロック	件名	項目	質問	回答
1	A	別紙③収支一覧表について	その他（別紙③）	別紙③にて、令和3年度の実績数値をご提供いただきましたが、追加資料として平成31年度、令和2年度、令和4年度実績をご提供願います。併せて、令和3年度の設備設置費に計上されている精算機・電磁ラック等の数値は、キャッシュフローではなく、損益計算書基準の数値との理解にて相違ないでしょうか。	平成31年度、令和2年度、令和4年度実績につきましては、回答別紙1をご参照ください。また、令和3年度に計上されている設備設置費は指定管理期間である5年間のリース金額の単年度計上です。
2	A	別紙2 設備導入状況について	その他（別紙②）	別紙2にて記載の現在導入されている一時利用者向けの電磁ラック・精算機、定期利用者向けの定期券売機は、指定管理者が変わる場合は、原則、現行指定管理者が撤去し、「原状回復」という理解で相違ないでしょうか。撤去とならない場合は、導入時期等の明細、本設備利用継続に伴うリース費用等が発生する場合は、具体的な運用費用をご教示願います。	ご認識のとおり、現行の指定管理者が原則撤去し「原状回復」することになります。なお、現指定管理者と次期指定管理者が調整の上、機器を継続使用することは可能です。
3	A	維持管理に関する対応	その他（別紙③）	別紙③にて、令和3年度の修繕費実績数値をご提供いただきましたが、追加資料として直近4年間の修繕実績明細をご教示願います。	詳細は回答別紙2をご参照ください。
4	A	区所有分の防犯カメラについて	募集要項 P35-（2）	現在、元々区が設置していた防犯カメラに加えて、防犯上補完するために、現行指定管理者も新たに防犯カメラを設置しておりますが、区所有分の防犯カメラ設置場所を具体的に図面にて提供願います。	区所有の防犯カメラですが、小岩駅駐輪場はありません。京成小岩駅駐輪場につきましては、北2号駐輪場の2階に2台設置しております。設置場所につきましては、回答別紙3をご参照ください。
5	A	維持管理に関する対応について	募集要項 P99-（5）	現地施設見学会でもお話がございましたが、小岩駅南口の再開発エリアに新設される自転車駐車場について、本件既存駐車場と明らかに競合する施設となることから、可能な範囲で収容台数等の情報提供をお願いします。	募集要項9頁9-（5）に記載のとおりです。
6	A	利用する設備並びに物品の設置について	募集要項 P35-（2）	現指定管理者の備品台帳の開示をお願いします。	提案事項のため、業務に必要な備品をご提案願います。
7	A	過去の重大な事件・事故の報告について	募集要項 P1513-（3）	募集要項には、応募事業者に以下の【過去の重大な事件・事故】に該当する事案がある場合は、その対応状況等について応募書類を通じて報告することとありますが、例えば公金の横領などの報告事案によって第一次審査および第二次審査に対する減点などの影響はあるのでしょうか。	募集要項15頁13-（3）（エ）に記載のとおりです。
8	A	小規模修繕業務について	募集要項 P1816-（2）	大規模修繕と小規模修繕の金額的区分けはありますか。	金額的区分けはありません。

項番	ブロック	件名	項目	質問	回答
1	AB	別紙③収支一覧表について	募集要項P9-9(3)	指定管理者が賦課される場合があるとされていますが、現行の事業者に対して（区から）課税されているものはありますでしょうか。	区から課税されているものはありません。
2	AB	再委託の制限について	募集要項P10-10(3)	放置自転車啓発撤去及び搬送業務の再委託について、再委託先の業者が貨物自動車運送事業法による許可等を得ていることとされていますが、指定管理者自らが行う場合、許可等が必要でしょうか。	指定管理者が自ら行う場合、許可は必要ありません。
3	AB	指定管理者の自主事業	募集要項P10-11	指定管理者の自主事業として、コインロッカーや自販機等を設置する場合、行政財産使用料などは発生しますでしょうか。また、現行の事業者の設置物等がありますでしょうか。	行政財産使用料は発生しません。また、現行の事業者の設置物等はありません。
4	AB	応募書類の提出	募集要項P12 12-(4)	提出書類について、Aブロック、Bブロックの両方に提出する場合、応募種類の共通種類についてもそれぞれ1部ずつ必要でしょうか。	ご認識のとおりです。
5	AB	応募書類の提出	管理運営基準P43-(1)	指定管理者が必要と考える人員を配置するとなっていますが、参考として現行の人員配置をご教授いただけますでしょうか。	提案事項のため、ご提案願います。

項番	ブロック	件名	項目	質問	回答
1	AB	別紙③収支一覧表につ	その他（別紙③）	別紙3「人件費」に現指定管理者の一般管理費は含まれていますでしょうか。また、含まれていないとしたら一般管理費は別紙3においては、計上されていない という認識でよろしいでしょうか。	人件費に一般管理費は含まれておりません。また、別紙3においても計上されておりません。
2	AB	照明について	その他	各施設の照明はLED化されていますでしょうか。	照明がLED化されている駐輪場は以下のとおりです。 小岩駅、京成小岩駅全駐輪場。 瑞江駅南口、東1号駐輪場。 一之江駅西口駐輪場です。
3	AB	収支について	その他（別紙③）	別紙3は令和3年度のものとなりますが、令和2年度及び令和4年度の収支についてもご提供いただけますでしょうか。	別紙回答1及び回答別紙4をご参照ください。
4	AB	利用状況について	その他	過去3年間（令和2年4月から令和5年3月まで）の月別・施設別・車種別・利用形態（定期・当日）別の利用状況をお示しいただけますでしょうか。	回答別紙5をご参照ください。
5	AB	個人情報の授受について	その他	定期更新機等の入替をする場合、現指定管理者より個人情報をデータ形式でご提供いただけますでしょうか。	現指定管理者からデータを引き継いでいただく予定です。
6	AB	応募について	募集要項 P11-12(2)	共同企業体で応募する場合、説明会に参加していない企業が構成員になることは、可能でしょうか。	構成員になることは出来ません。
7	AB	会計年度について	募集要項 P7(4)	指定管理最終年度において、翌年度4月以降分の定期利用収入は、当該指定管理者の収入になりますでしょうか。	最終年度3月中の収入は、3月時点の当該指定管理者の収入となります。
8	AB	営業時間について	その他（別紙1）	別紙1の営業時間は管理員が配置されている時間のことを指しているのか施設の供用時間を指しているのか教えてください。 また、施設の供用時間である場合、現指定管理者の管理員配置時間及び供用時間に制限を設けている理由を教えてください。	現指定管理者による施設の供用（使用）時間です。また、管理員配置時間及び供用（使用）時間は制限を設けておりません。
9	B	一時利用駐輪機器の数量について	その他	現指定管理者が自主的に設置している一時利用駐輪機器（電磁ロック・精算機・自動ゲート）の施設と数量をお示しください。（一之江駅北口及び瑞江駅東5号駐輪場において電磁ロック・自動ゲート等の一時利用駐輪機器が設置されていましたが、別紙2に記載がなかったため。）	指定管理者が設置した一時利用駐輪場機器は下記のとおりです。 【機器台数】 一之江駅北口駐輪場：電磁ラック405台、バイクポール31台、精算機2台 瑞江駅東5号駐輪場：発券機1台、精算機2台、ゲート1台、バイクポール30台です。

項番	ブロック	件名	項目	質問	回答
1	B	別紙③収支一覧表について	その他 (説明会補足説明資料) 3ページ 8①②・11②	「本区が設置したラックを有効活用した提案を求める。」とありますが、これの対象となるラックの範囲について、令和3年度・4年度実施並びに令和5年度実施予定分を両駐輪場図面上に図示ください。 また、入替工事未済エリアについては、導入予定のラック種類をご教示ください。	瑞江駅南口駐輪場の令和3年度・4年度実施分は地下1階のラックすべてとなります。また令和5年度実施予定分はお渡しした図面のとおりです。 また、一之江駅西口駐輪場の実施分は令和4年度のみとなり、お渡しした図面のとおりです。令和5年度実施予定はありません。 入替工事未済エリアに導入予定のラックの種類については、未定です。
2	B	修繕区分の規模について	その他 (説明会補足説明資料) 2ページ 7①	現段階で指定管理期間中に貴区が予定している大規模修繕がある場合、その予定を教えてください。また今年度中に予定されている大規模修繕及び小規模修繕の予定があれば、その予定も教えてください。 大規模修繕は貴区の負担、小規模修繕は指定管理者の負担と定義されていますが、これを区分けする修繕規模について、貴区の想定をご教示ください。 (●●●万円以上は大規模修繕と考えるなど)	指定管理期間中の大規模修繕は未定です。また、今年度中の大規模修繕は予定していません。小規模修繕についても未定です。大規模修繕と小規模修繕の区分けする修繕規模は募集要項18、19項16-(2)に記載のとおりです。
3	B	貴区指定の保守業者について	その他 (説明会補足説明資料) 2ページ 7②③	機器、設備等の保守点検については、区の指定する保守業者に限定する旨の記載がありますが、ここで対象としている機器、設備の範囲を教えてください(募集要項9頁9(2)設備機器の使用(保守点検)に記載された全てが対象となるのか否か)。 また点検業者が一社指定となる場合、保守費用の金額にも影響があるため、対象となる各設備機器について区の指定業者をご教示ください。	対象の範囲は、機械式駐輪機(サイクルツリー式)、オートスロープ、エレベーターの保守点検であり、区の指定する点検業者に依頼していただきます。指定業者は以下のとおりです。 *機械式駐輪機: JFEテクノス(株) *オートスロープ: (株)リード *エレベーター: (株)エレベータシステムズ
4	B	設置機械等設置時のアスベスト調査について	その他 (説明会補足説明資料) 3ページ 9	設備機械等設置について、設置箇所の床を施工前にアスベスト含有調査を実施するように記載がありますが、事前に貴区にて調査済みの箇所をご教示ください。	実施済みの箇所については、回答別紙6のとおりです。
5	B	営業時間の変更について	別紙1	各施設の営業時間に関して記載がありますが、営業時間はどの施設でも変更は可能という認識でよろしいでしょうか。もし変更ができない施設があればご教示ください。	自転車駐車場条例施行規則で定められた使用時間より短縮する変更は出来ませんが、どの施設においても、使用時間の延長は区と協議の上、変更は可能です。
6	B	駐輪場利用料金の変更	募集要項P5-7(1) 区HP	貴区HP(駐輪場・料金)では、露天2階等の一部の駐輪場は自転車の料金が半額と記載がありますが、条例ではその記載がありません。本プロポーザルにおける料金設定は条例で定める上限額の範囲であれば指定管理者が提案できる認識でよろしいでしょうか。 また定期利用の利用区分は、現在1ヶ月・3ヶ月のみが条例上設定されていますが、指定管理者運営下における利用区分・利用料金を6ヶ月や1年という期間で設けることは可能でしょうか。	料金設定はご認識のとおりです。また、定期利用の利用区分、期間は自転車駐車場条例で定められているため変更は出来ません。
7	B	貴区設置の設備・機器等の撤去について	募集要項P3-5(2)	貴区設置の設備・機器等の撤去については、提案事項において当該設備等を撤去する必要がある場合においては、次期指定管理者で撤去する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	B	応募書類の提出について	募集要項P12-12(4) 説明会補足説明資料 P3-13	募集要項、様式集、補足資料において、提出部数の数や黒塗り加工のルールが異なります。これらの指定は、補足資料にある下記の通りでよろしいでしょうか。 様式1・2・9～11は、提出部数は正本1部、副本4部。電子ファイル2部。 副本は事業者名・組織名・代表者氏名・会社ロゴ等を表記したままで、黒塗り加工しないこと。 様式3～8・任意は、提出部数は正本1部、副本14部。電子ファイル2部。 副本は 全て応募チーム番号の記載のみで、事業者が特定できる事業者名・組織名・代表者氏名・会社ロゴ等の表記を黒塗りで加工すること。	募集要項12頁12-(4)に記載のとおり提出をお願いいたします。なお、「団体書類一覧表」に記載のある提出書類については黒塗り加工は不要です。「事業計画書」について、正本は黒塗り加工不要であり、社名を記載してください。副本については全て応募チーム番号の記載のみで、事業者が特定できる事業者名・組織名・代表者氏名・会社ロゴ等の表記しないでください。記載されている場合は黒塗りで加工してください。
9	B	瑞江駅南口駐輪場及び一之江駅西口駐輪場の貴区ラック入替工事	その他 説明会補足説明資料 別紙図面	両駅全駐輪場の図面について、DXF形式での図面データの提供をお願い致します。	お渡ししたPDFデータをご活用ください。
10	B	駐輪場及びレンタサイクル定期利用料金の前受金収入について	その他	令和6年3月に4月以降の定期契約を行います。その分の利用料金収入は新しい指定管理者に引継ぎされるのでしょうか。また料金改定の提案がある場合、新料金での契約を行う認識でよろしいでしょうか。	最終年度3月中の収入は、3月時点の指定管理者の収入となります。また、3月中の定期契約については、3月時点の利用料金での契約となります。

項番	ブロック	件名	項目	項目	質問
1	B	別紙③収支一覧表について	募集要項 P 1 2-(2)	駐輪設備の導入を行う事で、効率的な運営、経費の節減をすることが出来る場合、巡回業務のみを原則的とした、無人運営をすることは可能でしょうか。また、無人化せずに人員の配置人数を減らすことや、配置時間を縮小することは可能でしょうか。	ご質問の内容は、指定管理業務の基本であり提案事項です。ただし、一之江駅西口駐輪場、瑞江駅南口駐輪場は有人管理とし、巡回対応や無人運営は出来ません。
2	B	修繕費用に関して	その他	Bブロックでの加入保険料、管理室の機械警備費用、修繕費を年度ごとにお教えいただくことは可能でしょうか。	回答別紙4をご参照ください。なお加入保険料については、システム消耗品に計上されており、管理室の機械警備費用は計上されておりません。
3	B	防犯カメラに関して	その他 (説明会補足説明資料) P 2 6	新たに防犯カメラの設置を行った場合は、指定管理期間(5年)後に、撤去する必要がありますか。又、5年以上の長期間のリースを組み、次期指定管理者に引き継いでいただく事は可能でしょうか。	原則、撤去の上、原状回復となります。5年以上の長期間のリースを組むことは、指定管理者の責任において可能ですが、引継ぎについては、次期指定管理者と協議、調整を行っていただく必要があります。
4	B	既存設備に関して	募集要項 P 3 5-(2)	貴庁で設置している電磁ロック式ラック、機械式ゲート並びに券売機等について、指定管理者が新たに機器を設置する場合には既存機器の撤去は現指定管理事業者に行って頂けるのでしょうか。次期事業者が撤去する場合には機器は保管・処分など、どのように扱えばよろしいでしょうか。	提案事項による既存機器の撤去費用等は、次期指定管理者の負担となります。処分、保管については協議事項といたします。
5	B	指定管理期間内における修繕に関して	募集要項 P 1 8 16-(2)	現段階で指定管理期間中に貴庁が予定している大規模修繕がある場合、その予定を教えてください。また今年度中に予定されている大規模修繕及び小規模修繕の予定があれば、その予定も教えてください。大規模修繕は貴庁の負担、小規模修繕は指定管理者の負担と定義されていますが、これを区分する修繕規模について、貴庁の想定をご教示ください。 (●●●万円以上は大規模修繕と考えるなど)また引き継ぎ時期において、故障が発見された設備等の修理負担はどちらですか。上記の修理規模を含め、ご教示ください。	指定管理期間中の大規模修繕は未定です。また、今年度中の大規模修繕は予定していません。小規模修繕についても未定です。大規模修繕と小規模修繕の区分けする修繕規模は募集要項18、19項16-(2)に記載のとおりです。なお、引き継ぎ時期に故障が発見された設備等の修理負担は、原則として現指定管理者の負担となります。
6	B	利用状況に関して	その他	一時利用の自転車、バイクごとの月間利用台数のデータを直近5か年分いただくことは可能でしょうか。また、各駐輪場の定期利用、キャンセル待ちの人数を月ごとに直近5か年分データをいただくことは可能でしょうか。	指定管理に移行した平成31年度からの直近4年間の年間利用台数を掲載した回答別紙5をご参照ください。また、キャンセル待ちのデータは令和4年度分のみ提供となり、回答別紙7をご参照ください。
7	B	収容台数に関して	その他	現状設定している駐輪場ごとの自転車・大型自転車・バイクの定期利用・一時利用毎の収容台数、電磁ラックの稼働数と非稼働数(故障機器数など)をご教授下さい。	回答別紙5をご参照ください。なお電磁ラックの稼働数は390台、非稼働数は15台となります。
8	B	LED照明導入状況に関して	その他	Bブロック各施設の照明に関してLED化の導入状況について導入時期・導入数・日導入数をご教授下さい。	LED化の導入状況については下記のとおりです。 *一之江駅西口駐輪場 (導入時期:平成31年7月、導入数:195台) *瑞江駅南口駐輪場 (導入時期:平成31年6月、導入数:223台)
9	B	既存機器リース期間に関して	その他	設備機器リースについてリース残存期間と各物品毎のリース料の開示をお願いします。現存のリース期間終了後に指定管理期間の5年を超える複数年契約をした場合でも指定管理終了後、管理者が変更になる場合にはリース契約を引き継いで頂くことは出来るのでしょうか。	現指定管理者の提案における事業内容であり、区が開示する情報ではありません。なお、リース契約の引継ぎは新旧指定管理者の協議事項です。
10	B	既存機器リース期間に関して	その他	各駐輪場の収容台数の変更提案は可能でしょうか。	提案事項として可能です。
11	B	既存機器リース期間に関して	その他	現状の管理状況の詳細をご教授下さい。 例:管理用PC何台、携帯電話台数、管理人配置時間、巡回スケジュール等	提案事項のため、ご提案願います。

項番	ブロック	件名	項目	質問	回答
1	B	別紙③収支一覧表について	その他	防犯カメラを設置する際は、仕様の詳細は限定されておりますでしょうか。例：ネットワークカメラもしくは現地録画のみ対応など。	限定しておりません。ただし、ネットワークカメラを採用する場合でも、データ保存、映像確認は駐輪場で行っていただきます。また、別途、セキュリティ関係の協議を行っていただきます。
2	B	既存機器リース期間に関して	その他	放置自転車の現場・毎月の撤去や管理台数資料は開示可能でしょうか。	本指定管理者の選定に関する事項ではありません。
3	B	既存機器リース期間に関して	別紙3	保守委託内容について、直近で行われた点検報告書や実施報告書について開示をお願い出来ませんでしょうか。合わせて維持費用を試算する目的で図面など設備詳細が分かる資料を開示をお願いします。	点検報告書や実施報告書及び設備詳細が分かる資料については開示できません。維持費用は回答別紙4を参照の上、積算してください。
4	A	既存機器リース期間に関して	募集要項 P 9-9 (5)	令和7年中に運用開始予定の駐輪場の新設が運用された際に、小岩駅周辺の利用率が著しく下がると思われますが、利用料の減少に対して具体的な対応策はございますか。例：納付金の免除、新設駐輪場業務委託管理の優先など。	利用料の減少リスクも見込んだ上で収支計画（収支予算書）を提案してください。
5	A	既存機器リース期間に関して	募集要項 P 9-9 (5)	令和7年中に運用開始予定の駐輪場の新設が運用された際に、小岩駅周辺の利用率が著しく下がると思われますが、令和8年度以降の収支計画上の収入金額はどのように記載した方がよろしいでしょうか。	収容台数、立地条件等を見込んだ上で収支計画（収支予算書）を提案してください。
6	B	既存機器リース期間に関して	募集要項 P 1 9-1 6 (3)	設備内にある機械式駐輪場、オートスロープなど備品の入れ替え予定はありますか。また、指定管理期間内の保守点検費用や修理費用、改修予定費用がお分かりになりましたらご教授下さい。	入替え予定はありません。また、保守点検、修理等費用は別紙3を参照ください。
7	B	既存機器リース期間に関して	別紙7・8	別紙7と別紙8で電気、水道それぞれの各月の使用量と料金が出ていますが、この総合計の金額と、別紙3の各料金の数値が一致しません。別紙3の電気使用量と水道使用量には、別紙7、8記載以外の数値が含まれているということでしょうか。その場合それぞれの内訳を教えてください。	瑞江駅南口駐輪場に設置された自動販売機の電気使用量は自動販売機事業者が支払うため、別紙3と別紙7、8で差異が生じております。なお、別紙7、別紙8に計上漏れがあったため、訂正させていただきます。【訂正差替え別紙7、8参照】
8	B	既存機器リース期間に関して	その他 別紙6	駅前放置自転車対策業務委託、撤去搬送業務での使用中システムの更新予定はございますか。又、現状使用中システムの詳細をご教授頂けませんでしょうか。	本指定管理者の選定に関する事項ではありません。
9	B	既存機器リース期間に関して	その他	前指定管理公募質問において、一之江機械式駐輪場では閉場時に災害が起きた場合のウォーターゲート設置なども指定管理者責任となるとの回答がございましたが、現状災害対策として採用設置されている導入機器や設備がございましたらご教授頂けませんでしょうか。	現状災害対策として設置されている機器、設備についてはウォーターゲートのみです。
10	B	既存機器リース期間に関して	その他 (説明会補足説明資料) P 2-6 ※	一之江駅東口駐輪場の一部及び瑞江駅東4号駐輪場の土地所有者についての借地料はどのような支払い形態と支払い金額となりますでしょうか。	区が土地所有者に借地料を支払いしているため、指定管理者の負担はありません。
11	B	既存機器リース期間に関して	その他 (説明会補足説明資料) P 3-9	アスベスト含有調査の実施済み箇所の提示と内容の開示をして頂けませんでしょうか。また、アスベスト含有調査業者は指定がございませうか。	実施済みの箇所については、回答別紙6のとおりです。また、アスベスト含有調査業者の指定はございません。